

わじきラインキャンプ村
指定管理者募集要項

令和7年12月
那賀町にぎわい推進課

わじきラインキャンプ村指定管理者募集要項

那賀町公の施設である「わじきラインキャンプ村」の管理運営を行う指定管理者を、下記のとおり募集する。

1 施設の概要

(1) 名 称 わじきラインキャンプ村

(2) 所在地 徳島県那賀郡那賀町百合字松の木238番地1

(3) 施設の内容

・管理棟	1棟	木造平屋建	100m ²	S 5	1年4月
・コテージ15人用（新）	1棟	木造2階建	123.8m ²	R	1年7月
・コテージ15人用	1棟	木造2階建	86m ²	H	26年2月
・コテージ5人用	3棟	木造平屋建	18.66m ²	H	5年3月
・多目的広場トイレ	1棟	木造平屋建	8m ²	S 5	1年7月
・テントサイトトイレ棟	1棟	木造平屋建	30.69m ²	R	1年7月
・バーベキュー棟	1棟	木造平屋建	14.4m ²	H	5年3月
・ウッドデッキ	1基	擬木製	39.5m ²	R	1年7月
・オートサイト（山側）	4区画			H	30年3月
・テントサイト（川側）	7区画			H	30年3月
・プール	1基		20.3m ³	S 5	1年5月
・プレハブ倉庫	1棟			R	1年7月
・駐車場	2面				

備品 管理棟及びコテージ備品

2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

(1) 管理の基準

ただし、下記管理の基準について変更及び適用除外する必要が生じた場合は、那賀町の承認を得て、変更及び適用除外することができる。

① 利用時間 午前8時30分から午後5時まで

宿泊 午後3時から翌日の午前11時まで

② 開所日 通年

③ 施設利用の許可及び制限に関する事項

那賀町森林総合利用施設条例第3条及び第5条に基づき、施設利用の可否を判断するものとする。

④ 利用料金

那賀町森林総合利用施設条例第7条2で定める額の範囲内で、指定管理者が定めるものとする。

区分	単位	金額（税別）
コテージ（15人用）	1棟1日	30,000円
コテージ（5人用）	1棟1日	10,000円
テントサイト使用料	1区画1日	2,000円
持ち込みテント・持込みタープ	1張1日	2,000円
グランピングテント	1張1日	20,000円
貸しテント	1張1日	3,000円
オートキャンプサイト	1区画1日	5,000円
オートキャンプサイトAC電源	1基1日	1,000円
施設使用料	1組（10人以内）1日	3,000円
入山料	1人1日	200円

（2）業務の範囲

- ① わじきラインキャンプ村の管理運営に関する全ての業務
- ② 利用者サービスに関する業務（自主事業）

本施設内での飲食提供事業、物販事業等、施設の設置目的の範囲内で、基本方針に即した魅力のある事業を独自に展開するときは、那賀町に事業計画書を提出し、町長の承認を得て、実施することができる。

3 指定管理者の指定の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）

4 指定申請の資格

- （1）法人、その他の団体であること。
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （3）会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づく更正又は再生手続をしていない者であること。
- （4）那賀町が行う公共工事等の請負、物品の購入もしくは製造の請負等の入札に

おいて、指名保留または指名停止措置を受けていない者であること。

- (5) 法人税、各種使用料等の支払いについて、滞納がないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成13年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）またはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）もしくは暴力団の構成員ではなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない団体であること。

5 その他町長等が指定する事項

(1) 指定管理料について

わじきラインキャンプ村の指定管理料は、以下の上限金額以内とし、申請の際の事業計画、収支計画を策定することとする。

上限金額 0円／年（消費税及び地方消費税相当額を含む）

(2) 指定管理業務に関する経費等について

管理運営にかかる経費は、指定管理者が負担するものとする。

なお、天災や老朽化等、指定管理者及び施設利用者の責めに追わない修繕の経費は、那賀町が負担するものとする。ただし、修繕額が1件につき200千円に満たない場合は、指定管理者において修繕を行うものとする。

施設の借地料は、指定管理者が負担するものとする。

(3) 保険の加入について

利用者傷害保険及び指定管理者の管理上の瑕疵により生ずる損害賠償に対処できるような賠償能力を確保するため、適切な保険に加入するものとする。火災保険については、那賀町が加入する。

(4) 施設の改裝、現状変更について

指定管理者の負担により、施設の改裝や現状変更を行う場合は、計画書、設計書等文書により、内容を明示した上で、那賀町と指定管理者が協議し、町長の承認を得て実施するものとする。

(5) 施設の休業について

施設の運営期間は通年とするが、経営上平日運営について町と協議し、休業することができる。なお、休業中についても、施設の管理運営を怠ってはならない。

(6) 指定期間中における契約内容の変更及び解約について

指定期間の中途中において、基本協定書に定める契約内容の変更及び解約を行う場合は、那賀町と指定管理者が双方合意の上、行うものとする。

（7）申請の手続き

この要項により指定管理者の指定を受けようとする者は、指定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、提出期限内に那賀町に提出すること。

① 添付書類

- ・事業計画書（様式第2号）
- ・収支計画書（様式第3号）
- ・定款または寄付行為の写し、登記簿謄本（法人以外の団体にあっては会則等）及び役員名簿
- ・当該団体の経営状況を説明する書類（前事業年度の決算書、法人以外の団体にあっては収支計算書等）
- ・法人税（法人以外の団体にあっては住民税）の支払いについて滞納がない旨の証明書

② 提出部数 正本1部、副本（写し）1部

③ 提出場所 那賀町にぎわい推進課

④ 提出方法 持参又は郵送

⑤ 提出期限 令和8年2月9日（月）午後5時

※郵送の場合は書留とし、提出期限に必着のこと。

⑥ 申請にあたっての留意事項

- ・提出された書類は返却しません。
- ・必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。
- ・申請に係る費用は、すべて申請者の負担となります。

（8）指定管理者の選定基準

① 審査の方法

指定管理者の選定にあたっては、那賀町公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例第4条及び同施行規則第6条の規定により設置する那賀町指定管理者審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、下記の基準に基づき総合的に判断する。

- ・施設の利用者に対し、平等性を確保するとともに、サービスの向上が図られること。
- ・施設の効用を最大限に發揮すること。
- ・施設の適切な維持管理に係る経費の縮減が図られること。
- ・指定の期間において、施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営規模及び能力を有していること。
- ・管理受託者が保有する経営手法の活用が図られること。
- ・那賀町内での雇用促進を図るとともに、森林や河川の有するレクリエー

ション機能を発揮すること。

② 審査の内容

・ 1次審査

提出された書類を那賀町にぎわい推進課で確認。

・ 2次審査

提出された書類を基に、審査委員会において評価。

・ 面接審査

審査委員会による面接審査（詳細は後日通知）。

・ 審査結果の通知及び公表

審査結果は、那賀町議会で可決後、応募団体に郵送で通知。

選定後、審査内容の概要を公表。

（9）質問事項の受付

募集要項及び施設管理に関する質問は、次のとおり受け付けます。

受付期間 令和7年12月25日から令和8年2月9日まで

受付方法 電子メールまたはFAXにより提出してください。

回答方法 1週間以内に電子メールまたはFAXで回答します。

6 問い合わせ・提出先

〒771-5295 徳島県那賀郡那賀町和食郷字南川 104 番地 1

那賀町にぎわい推進課 担当：田中

Tel 0884-62-1198 Fax 0884-62-1177

E-mail yasuhiro-tanaka@naka.i-tokushima.jp

様式第1号(第2条関係)

指 定 申 請 書

令和 年 月 日

那賀町長 様

申請者

住 所

団 体 名

代表者氏名

印

連 絡 先

那賀町公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条の規定による指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

1 指定を受けようとする施設名称

添付書類

- 1 事業計画書(様式第2号)及び収支計画書(様式第3号)
- 2 定款又は寄付行為の写し及び登記簿の謄本(法人以外の団体にあっては、会則等)
- 3 団体の前事業年度の貸借対照表及び財産目録
- 4 その他町長が必要と認める書類

様式第2号(条例第3条第1号関係)

申請年月日 令和 年 月 日			
団体名			
代表者名		設立年月日	
団体所在地			
電話番号		FAX番号	
E-mail			
現在運営している 類似設名	所在地	主な業務内容	運営開始年月日
			開始 年 月 日
			終了 年 月 日
			開始 年 月 日
			終了 年 月 日
			開始 年 月 日
			終了 年 月 日
事業計画(別紙可)			
【管理運営を行うに当たっての経営方針について】			
【安全・安心面からの管理運営の具体策など特徴的な取組について】			

【施設の管理について】

1 職員の配置(指揮命令系統が分かる組織図を含む)

2 職員の研修計画

3 経理

【施設の運営について】

1 年間の自主事業計画(「自主事業計画書」については別紙に記入のこと)

2 サービスを向上させるための方策

3 利用者等の要望の把握及び実現策

4 利用者のトラブルの未然防止と対処方法

5 その他(地域との連携、他施設との連携等)

【個人情報の保護の措置について】

【緊急時対策について】

- 1 防犯、防災の対応
- 2 その他、緊急時の対応

【団体の理念について】

- 1 団体の経営方針等
- 2 指定管理者の指定を申請した理由
- 3 施設の現状に対する考え方及び将来展望

その他特記すべき事項があれば記入してください。

様式第3号(条例第3条第2号関係)

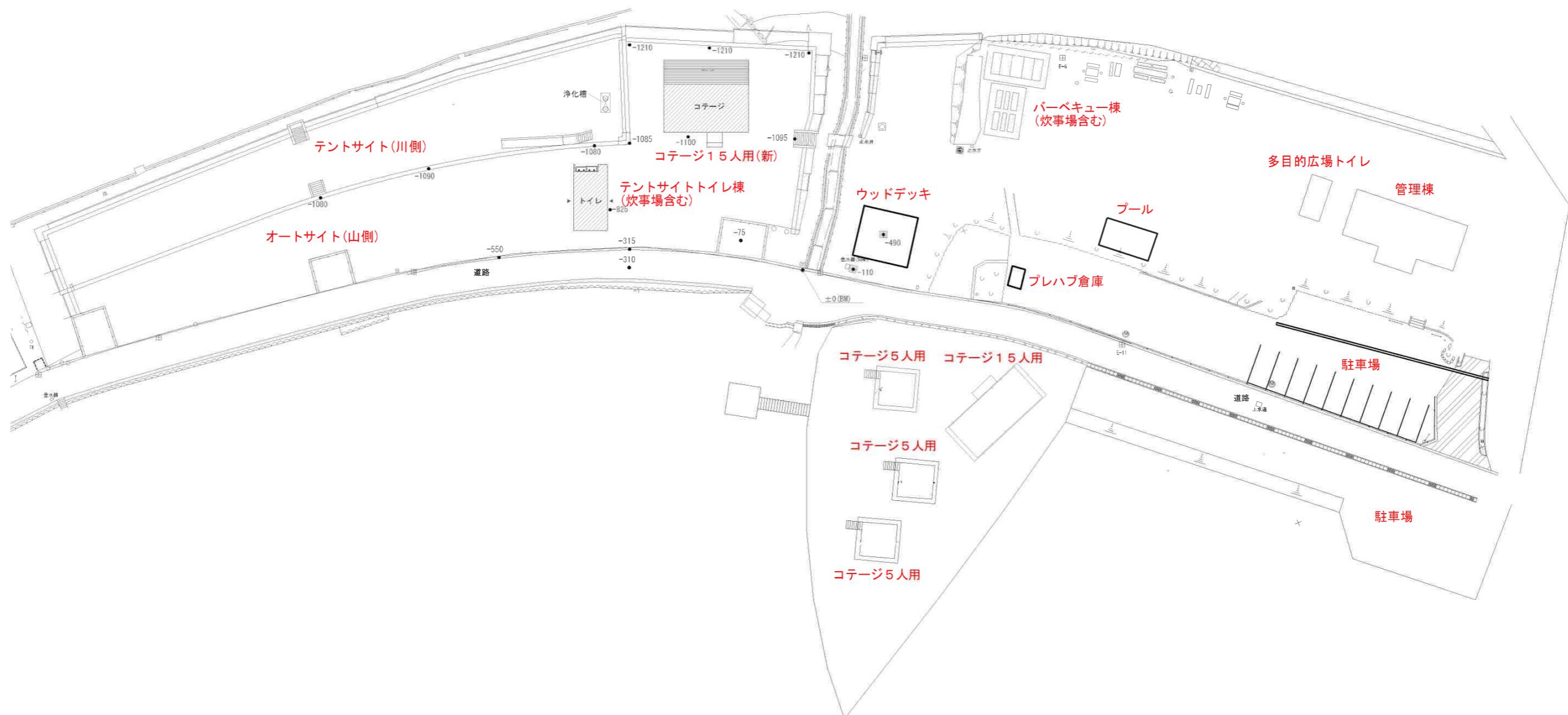
の管理に関する業務の収支計画書(年度)

単位千円

	項 目	内 訳	備 考
収 入 合 計 (A)			
項 目			
支 出 合 計 (B)			
項 目	人 件 費		
	事 務 費		
	管 理 費		
目	事 業 費		
	事 務 経 費		
収 支 (A) - (B)			

※1年間(12月)の収支又は開館から年度末までの収支を記入してください。

わじきラインキャンプ村 施設配置図



わじきラインキャンプ村 施設写真 No.1



管理棟



管理棟



コテージ1 5人用 (新)



コテージ1 5人用 (新)



コテージ1 5人用



コテージ1 5人用

わじきラインキャンプ村 施設写真 No.2



コテージ5人用（3棟）



コテージ5人用



多目的広場トイレ



テントサイトトイレ棟（炊事場含む）



バーベキュー棟（炊事場含む）



バーベキュー棟（炊事場含む）

わじきラインキャンプ村 施設写真 No. 3



ウッドデッキ



オートサイト（山側）



テントサイト（川側）



プール



プレハブ倉庫



駐車場